

滋賀の社会教育委員 活動ハンドブック

地域への愛着と誇りを育てる社会教育
行動する社会教育委員を目指して

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和6(2024)年度／令和7(2025)年度版

滋賀県社会教育委員連絡協議会

はじめに

滋賀県内には、県または各市町にから委嘱された社会教育委員の皆様がそれぞれの地域で生涯学習の振興ならびに社会教育の推進に活躍されています。

社会の変化は想像以上に早く、取り組むべき課題は複雑かつ多様化しています。住民の主体的な参加による持続可能な地域づくりにつながる社会教育の果たす役割には、大きな期待がよせられているところです。

平成30年12月の中央教育審議会答申においては、今後「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとした上で、「開かれ、つながる社会教育」を提示されました。また、平成30年度からの新学習指導要領には、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが明記されています。

こうした社会において、教育施策に住民の意見を反映させることができる社会教育委員の存在と役割が、ますます重要なものになります。

令和5年12月に策定された「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」では、「社会全体で支え合い、子どもを育む」とし、これまで以上に地域の教育力の底上げと学びの機会の充実が求められるようになりました。また、令和5年度近畿地区社会教育研究大会〔滋賀大会〕では、社会変化の激しい現代にこそ、地域への愛着と誇りを根幹とすることが、子ども、若者、おとな、高齢者等、全ての人々にとって、幸せに生きるために必要であると共通理解できました。

本協議会が県内各地で活躍されている社会教育委員に情報交換の場や学びの機会を提供することで、個々の事業が相互につながりを持ち、地域での活動の輪が広がり、共に思いを重ね、時代に合った社会教育の方向性を皆様と共に創り上げられることを願っています。

本冊子は、そのような願いのもと作成したものです。社会教育に関する基本事項を整理し、滋賀の現状や連絡協議会の役割等についても共通理解ができるよう工夫しました。

本冊子が、社会教育委員としての日常的な活動を考える一助になるとともに、活動の見直しや充実に向けた取り組み等を通じて、先人の志を受け継ぎ、人生100年時代の新たな活力と住民一人ひとりのウェルビーイング（Well-being）の実現につながる、地域に根差した社会教育が推進されることを願っています。

滋賀県社会教育委員連絡協議会
会長 川端 一

P.1	はじめに
P.2	もくじ
P.3～P.10	1. 社会教育の基礎知識
P.3	(1) 社会教育とは (2) 生涯学習とは
P.4	(3) 社会教育と生涯学習の関係
P.5	(4) 社会教育を支える関係団体 (5) 地域における社会教育の意義と役割
P.6	(6) 社会教育行政の役割
P.7	(7) 市町・県の役割と県社教連協の役割
P.8	(8) これからの社会教育行政
P.9	(9) 社会教育主事（社会教育士）の役割
P.10	社会教育士とは
P.11～P.12	2. 社会教育委員の職務
P.13～P.16	3. 県内の状況
P.17～P.20	4. 滋賀ならではの取組
P.21～P.26	5. 社会教育委員のページ（記入用）
P.27～P.31	6. 社会教育委員連絡協議会について
P.32～P.37	7. 関係法令（教育基本法、社会教育法など）
P.38	8. 引用・参考文献等

1. 社会教育の基礎知識

(1) 社会教育とは



社会教育とは、教育のうち、学校または家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことです。

社会教育は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設といった公的な社会教育施設での教育活動以外にも、「カルチャーセンター」のような民間の教育文化産業や習い事、職場での「企業内教育」など、社会のあらゆる場で行われる組織的な教育活動を指します。

【社会教育に関する法律の規定】

教育基本法（平成18年法律第120号）

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(2) 生涯学習とは

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により、学習者が自発的に行う自由で広範な学習のことです。

学校教育、家庭教育、社会教育といった教育活動だけでなく、本を読むなどの自己学習や文化活動、ボランティア活動、スポーツ活動なども含みます。

【社会教育に関する法律の規定】

教育基本法（平成18年法律第120号）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



(3) 社会教育と生涯学習の関係

社会教育は、生涯学習の重要な部分を占めており、図で表すと次のように表現できます。社会教育を広くとらえるならば、「学校教育以外の社会で行われている教育」（社会教育法第2条）ということもできます。

生涯学習

(個人の学習または、複数で行う学習)

必要に応じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において自発的に行う学習

教育

「教える人」と「教えられる人」がいることで成立

社会教育 … 学校教育と家庭教育を除き、広く社会において行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)

自治体や公民館が行う講座
住民として必須な学習
地域における課題解決学習
PTA研修会、子育て講座
企業内教育、体育活動 など

学校教育

学校の教育課程として行われる教育

家庭教育

個々の家庭で保護者から子に行われる教育

令和元年度社会教育主事講習 大阪教育大学 生涯学習概論 文部科学省資料を参考

社会教育では、個人が自ら学びたいと思っている課題 (個人の要望) と、社会存続のために必要とされる「まちづくり」、「家庭生活」などの社会的な課題 (社会の要請) の両方への対応が求められています。

近年、特に「社会の要請」に積極的に対応していくことが課題となっており、実践へと結びつけるための教育的な支援を行うことや、学校教育や家庭教育のよきパートナーとして、相互に連携協力しながら、豊かな生涯学習社会を構築していくことが期待されています。



教育基本法 (平成18年法律第120号)
(教育の目的)

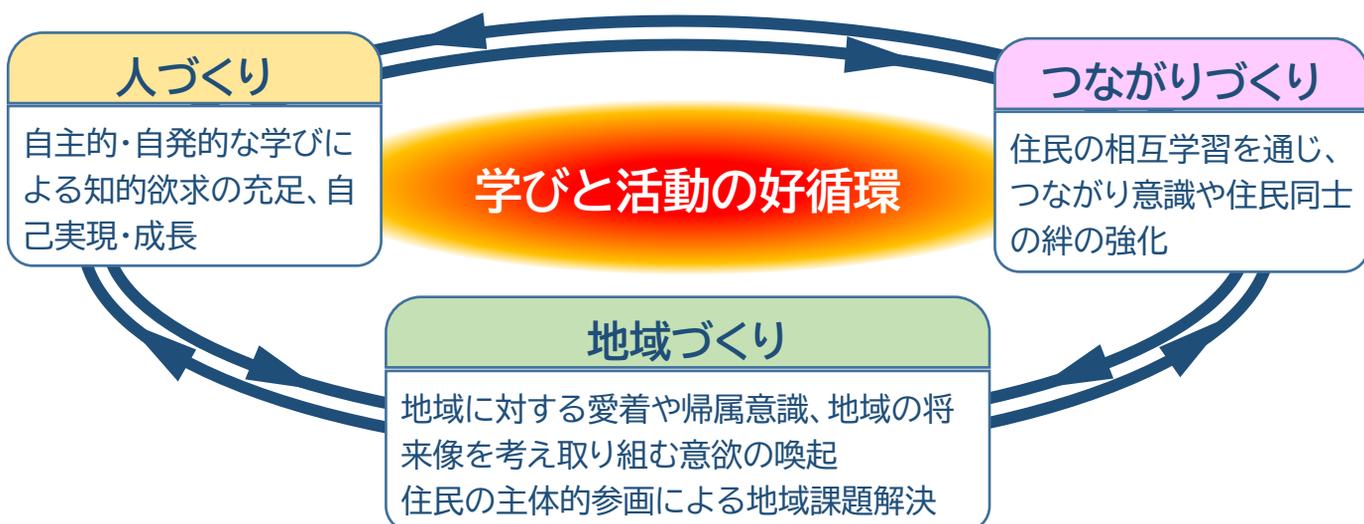
第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(4) 社会教育を支える関係団体

「公の支配」に属さない自主・自立した団体で、行政と連携し、社会教育の推進のために活動を行う団体のことを「社会教育関係団体」と呼んでいます。よく知られているものとして、PTA連絡協議会や子ども会連合会、人権教育推進協議会、青少年育成県民会議、地域女性団体連合会等、地域に基盤を置く団体や、特定の課題を追求する団体などがあります。近年、NPOの活性化、大学の地域貢献、企業のCSRなどにより、従来、行政が担ってきた社会教育振興の分野に多様な主体の参画が増えています。また、まちづくり、高齢者福祉など様々な行政部局でも、地域の人づくりの重要性が認識されるようになり、関係施策も様々に広がっています。都市化が進み、地域住民の考え方も多様化していく中で、各団体の会員数や組織率の減少が課題となっていることもあり、社会教育関係団体はその存在意義を考え直し、活動の範囲や支援体制の在り方等、社会の変化に合わせて変化していく必要があります。

(5) 地域における社会教育の意義と役割

「社会教育」を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを通して、個人の成長と地域社会の発展の双方向に重要な意義と役割を果たすのが社会教育です。そして、地域においては社会教育が社会に対してより開かれたものとして、また、住民相互のつながりをより一層広め深める場として、新たな展開を図ることが求められています。



(6) 社会教育行政の役割

国や地方公共団体が行う社会教育行政とは、公共の担い手を求めるのではなく、住民が主体的に学ぶことができる環境を醸成することです。

社会教育法の第3条から第6条において、任務および教育委員会の事務として、具体的に次のようなことが挙げられています。

- ◇ 社会教育委員の委嘱に関すること
- ◇ 公民館、図書館、博物館などの社会教育施設の設置・管理
- ◇ 講座の開設、講習会、講演会、展示会、音楽、演劇、美術・芸術の発表会などの開催・奨励
- ◇ 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設・集会の開催
- ◇ 運動会、競技会などの体育指導、産業に関する科学技術指導、生活の科学化の指導のための集会の開催・奨励
- ◇ 児童・生徒に対し、放課後や休業日に学校や社会教育施設などで学習や活動の機会を提供する事業の実施・奨励
- ◇ 青少年に対し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動の機会を提供する事業の実施・奨励
- ◇ 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業の実施・奨励

【社会教育法より一部抜粋】

これらの事務を行政が担うことで、地域の状況に合わせた様々な事業が実施されることとなります。中でも、市町の教育委員会が地域学校協働活動（地域住民その他の関係者が学校と協働して行う機会を提供する事業）を実施する場合は、地域住民の積極的な参加を得て、学校との適切な連携により、効果的に実施されるよう、体制の整備や普及啓発を行うことが必要となります。

滋賀県では、地域住民などの参画により、地域の将来を担う人の育成を社会全体で担う地域の教育基盤の形成を図る※ため、各市町における推進体制づくりの支援、事業費の補助、様々な研修会の開催等により、地域課題の解決につながる社会教育活動を支援しています。

※ 滋賀県では「学校を核とした地域力強化プラン」事業として、「地域学校協働活動推進事業」、「コミュニティ・スクール推進事業」、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」があります。具体的な事業内容の詳細や研修会の開催等については、滋賀県学習情報提供システムにおねっとから情報発信しています。 <https://www.nionet.jp> におねっと 検索 

(7) 市町・県の役割と連絡協議会の役割

社会教育行政においても、県と市町とではその役割が異なり、地域の実情により内容も多様です。

市町の役割

住民の主体的な学びや活動のきっかけづくりを工夫し、社会教育活動を支援・促進することにより、より多くの住民の参加が実現するよう努めることがあげられます。

社会生活における要求課題と必要課題に対応する学びの機会を保障し、個人の幸福な人生と持続可能な活力ある社会の実現を目指すとともに、参加を通して、住民相互の関係性を深め、住みやすい地域づくり、魅力あるまちづくり、社会に貢献できる人づくりなどにつながる成果が期待されます。

県の役割

県域の社会教育活動が一定の方向性をもって推進されるよう、推進計画を策定することや先進的な取組事例等の情報提供、市町間の連携や情報共有を推進することなどが挙げられます。また、各市町の自主性・自立性に配慮しつつ、社会教育関係者同士が学び合い情報交換できる場の提供や、実践発表の機会を通じて最新の資料提供をする等の役割を担っています。

滋賀県社会教育委員連絡協議会の役割

滋賀県社会教育委員連絡協議会では、社会教育委員のための研修会の開催や、社会教育関係者が集う滋賀県社会教育研究大会の開催、情報誌「しが志縁」の発行、滋賀の社会教育委員活動ハンドブックの配布の他、調査研究等を行い、各市町の委員相互の関係づくりや、情報交換の機会を提供する役割を担っています。

また、（一社）全国社会教育委員連合※の会議や研究大会などへ参加し、全国の社会教育委員の活動や国の政策などの情報を集め、会員へ資料提供したり、会員の声を届けたりする役割も担っています。

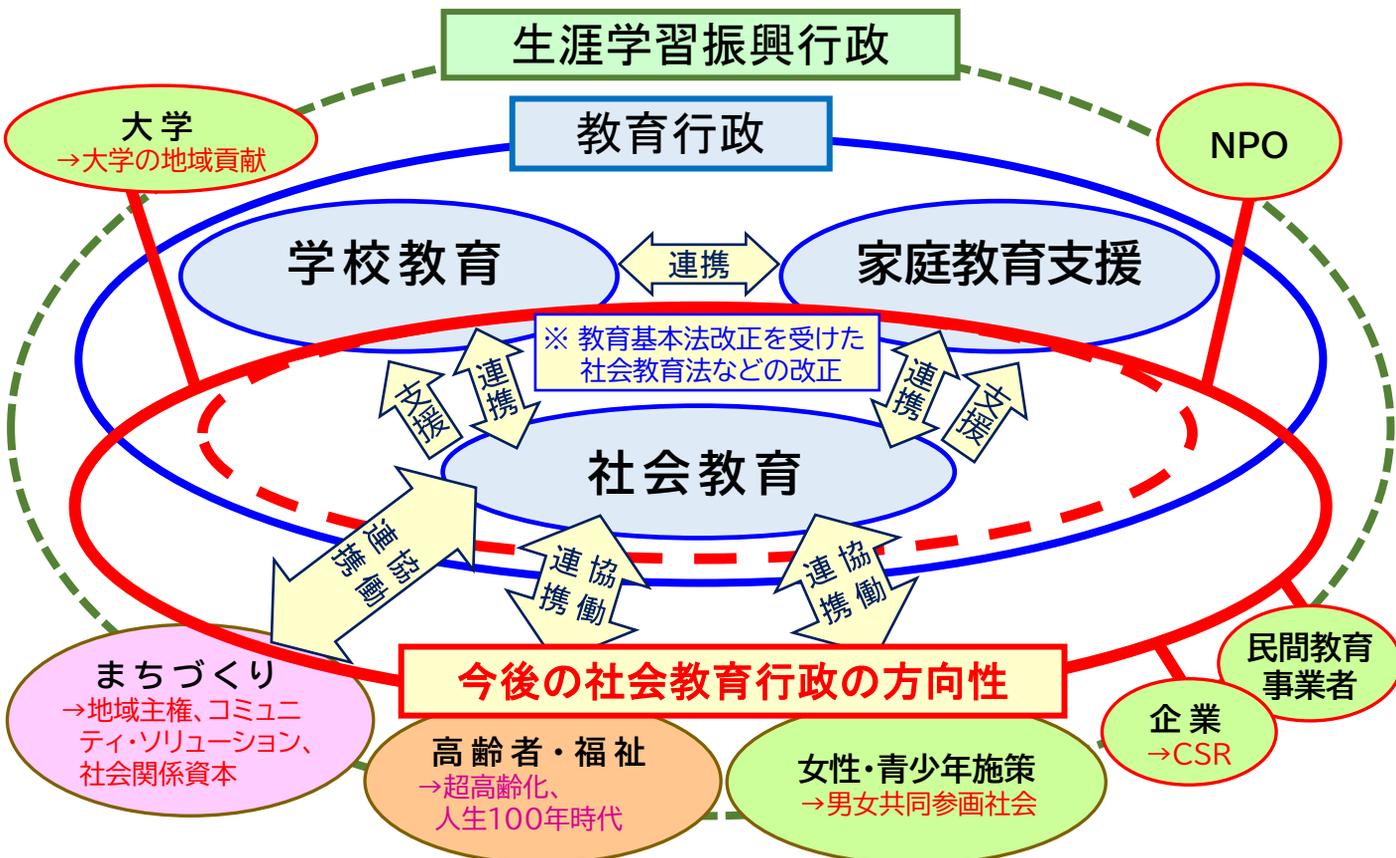
※ 全国社会教育委員連合は、全国の社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに各都道府県の社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的としています。

(8) これからの社会教育行政

地域を取り巻く環境の変化は大きく、少子高齢化の急速な進行、生産年齢人口の減少、単独世帯の増加、コミュニティ機能の低下、国及び地方の債務残高の増加、「地方消滅」という未来に加え、グローバル化、情報化などにより変化が激しく予測困難な時代となっています。

今後の社会教育では、人と人とのつながり、**地域コミュニティの維持・活性化への貢献**、**社会的包摂への寄与**、**社会の変化に対応した学習機会の提供**といった役割が期待されています。そのため、社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップを推進することや、新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営や整備を促進すること、社会教育主事（社会教育士）の養成と活用を広げ、**相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割**を果たしていくことが一層重要となります。さらにICTの活用も取り入れ、**誰一人取り残すことのない社会の実現**に向けて、つながる生涯学習・社会教育の推進が期待されています。

【今後の社会教育行政の方向性のイメージ】



(9) 社会教育主事（社会教育士）の役割

社会教育主事は、社会教育法に基づき県・市町の教育委員会に置くこととされている専門職員です。地域の学習課題を把握し、地域の社会教育事業の企画・実施、関係者への専門的な助言と指導などを通し、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員などに対する研修事業の企画・実施

また、「学びのオーガナイザー」として、地域課題の解決に向けた、「豊かな学びの姿」を実現し、多様な世代の人々の参画の促進と、多様な主体との連携・協働により、学びをコーディネートすることで、取組全体をけん引する中核的な役割を担うことが求められています。

県内の社会教育主事の発令状況は次のようになっています。

滋賀県内の社会教育主事の発令状況

【社会教育に関する法律の規定】

社会教育法（昭和24年法律第207号）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

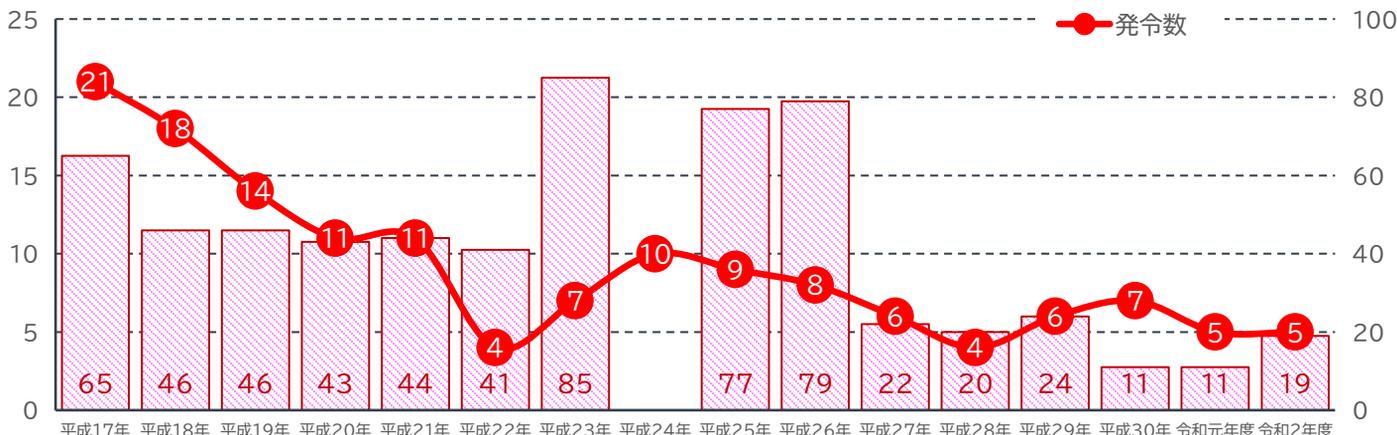
第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

滋賀県教育委員会調べより

有資格者

発令数



社会教育士とは

社会教育士※は令和2年度から始まった制度で、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの**称号**です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、**コーディネート能力**、**ファシリテーション能力**、**プレゼンテーション能力**等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

現在、滋賀県においては約50名が社会教育士の称号を得て、行政をはじめ、学校、企業、NPOに所属し、総合的な視点に立った地域全体の社会教育の現場で活躍されています。また、社会教育士によるネットワークを築き、情報交換等を通じ資質向上を図っておられます。

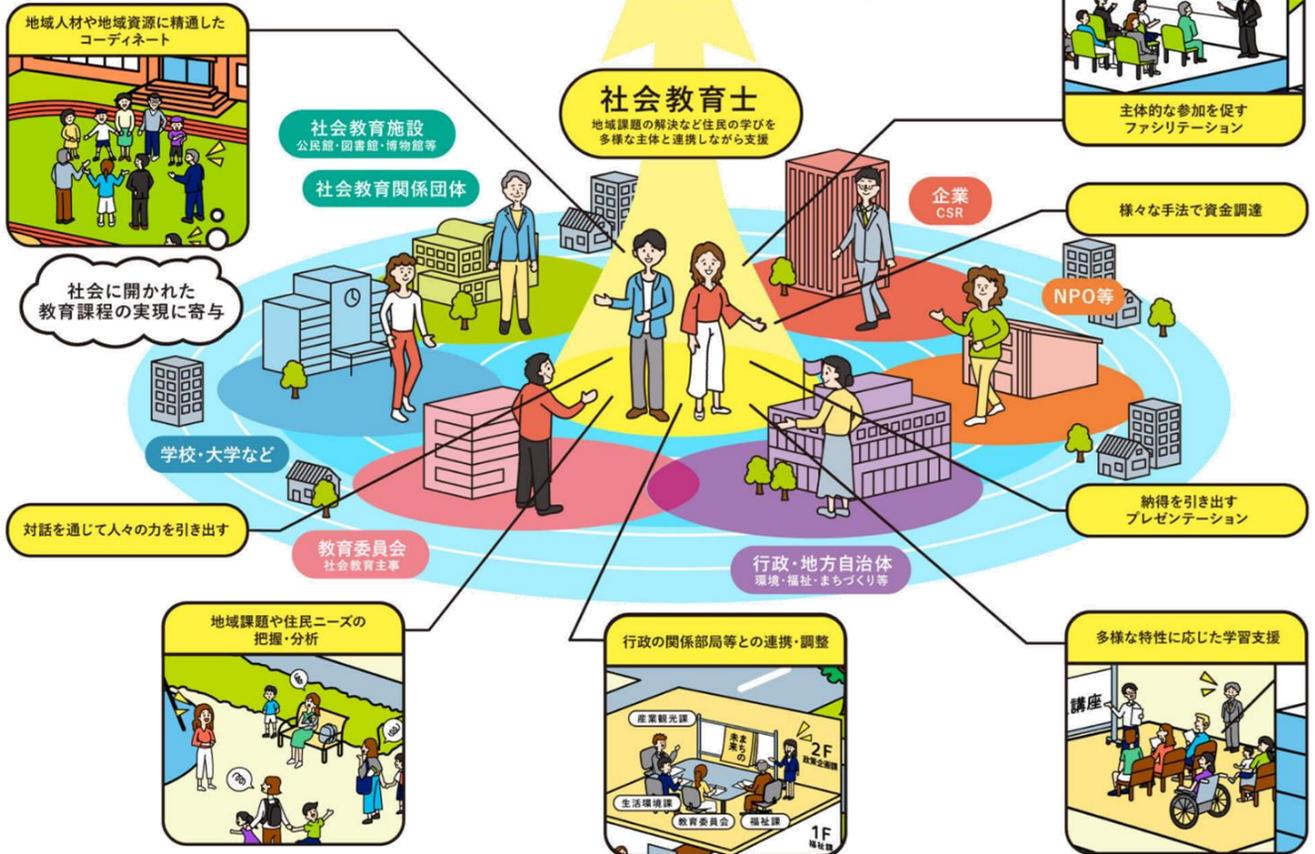
詳しくは特設サイトへ

社会教育士 文部科学省



地域コミュニティの活性化

～学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくり～



※ 社会教育士：令和2年度以降の講習または養成課程を修了した方、または、以前の養成課程や講習を受講済みの方が、**新設された科目の「生涯学習支援論」2単位と「社会教育経営論」2単位**を修得することで、有資格者となる事ができます。

講習の修了証授与者は、「社会教育士」と称することができます。

特設サイト



You Tube
チャンネル



社会教育士の
具体的な
活躍シーン
を紹介!!

2. 社会教育委員の職務

社会教育委員制度は、住民の声を社会教育行政に反映させるため、**教育委員会の諮問機関**として設けられた制度です。

社会教育委員の職務については、社会教育法第17条の中に規定され

<主な職務>

- ① 社会教育の**諸計画を立案**すること
- ② 教育委員会の諮問に対して、会議を開き**意見を述**べること
- ③ **調査研究**を行うこと

ています。社会教育委員の活動は、一般に会議を開催して審議するイメージが強いのですが、それだけではありません。例えば、教育委員は、合議制の執行機関である「教育

委員会」の構成員として任命されますが、**社会教育委員は、「独任制」**といって、個人として任命されています。そのため、社会教育委員は、個人的に調査研究を行ったり、教育委員会に出席して意見を述べることができます。

主な職務①の「社会教育の諸計画を立案」について、社会教育委員は、**計画に住民の意向や地域の課題を反映させるため**に、会議の中で意見や助言を行います。また、教育委員会で問題になっている事柄の中で社会教育委員の意見を聞きたい場合、教育委員は、社会教育委員の会議に対して「諮問」を行います。

社会教育委員は、これに対して**会議を開き、意見を集約した上で、「答申」として意見を述**べることになります。

この仕組みは、次のページ「仕組みのイメージ」のように示すことができます。



社会教育法（昭和24年法律第207号）

（社会教育委員の職務）

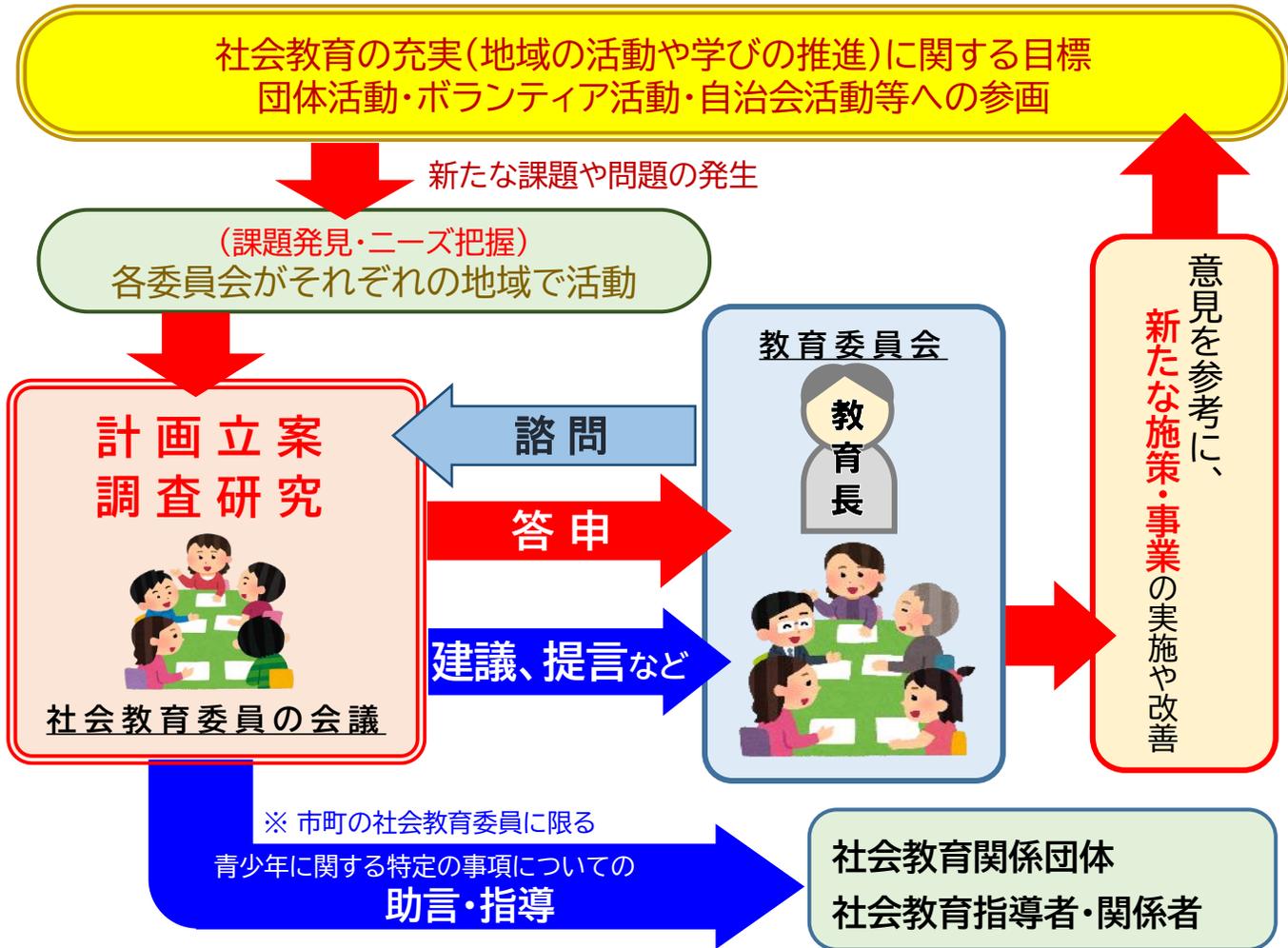
第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する**諸計画を立案**すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の**諮問**に応じ、これに対して、**意見を述**べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な**研究調査**を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

仕組みのイメージ



これからの社会教育委員の役割を考えると、教育委員会の求めに応じているだけでは、住民の声を届ける仕組みとして不十分でしょう。

「諮問」がない時でも、自発的に社会教育に関する意見を「建議」や「意見具申」としての述べていくことが大切です。

また、社会教育委員がこうした意見を述べる際に、その意見は、委員の個人的な見解とならないために必要な調査研究を行います。より客観的で説得力のあるものにするために、アンケート調査、視察、ヒアリングなど、多様な方法を用いながら、地域の課題、住民の学習の実態やニーズを把握するよう努めることが大切です。そのため、個人としても社会教育に関する研修や学習機会に積極的に参加し、さらに見識を深め、委員同士の繋がりを広げることも必要です。そして、実現すべきと考えることについて、積極的に政策提言をしたり、自ら実践するなどして見える形での成果や情報発信することも大事な役割といえます。

3. 県内の状況 (滋賀県社会教育委員連絡協議会調査結果より)

社会教育委員は、県及び19市町すべての自治体において設置されており、任期は2年と定められています。委員の定数は、市町により様々で、自治体ごとに9名～16名の委員で構成されています。

構成メンバーは、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験のある者、家庭教育の向上に資する活動を行う者とされており、公募による委員も含まれています。令和5年度調査の結果から次のような状況が分かります。

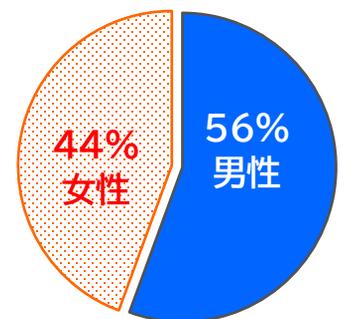
令和5年度の社会教育委員の内訳(令和6年2月末現在)

社会教育委員	男性人数	(公募)	女性人数	(公募)	合計人数	(公募)
40歳未満	7人	(1)	7人	(1)	14人	(2)
40歳代	15人	(0)	12人	(2)	27人	(2)
50歳代	33人	(0)	26人	(3)	59人	(3)
60歳代	33人	(0)	45人	(2)	78人	(2)
70歳以上	49人	(2)	16人	(0)	65人	(2)
合計	137人	(3)	106人	(8)	243人	(11)

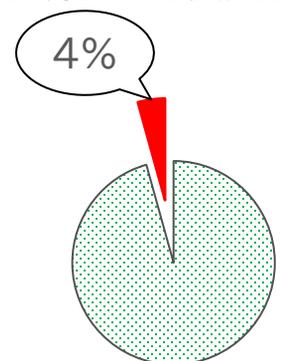
60歳以上の委員が59%であり、50歳未満の委員は全体の17%です。また、男性委員が56%です。

公募による委員の選出は、県と4市の社会教育委員の会において実施されており、公募委員の在席数は自治体当たり1～3名となっています。

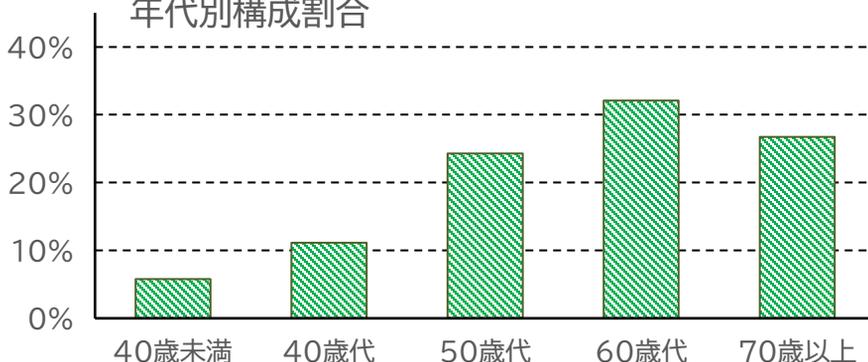
委員の男女比



公募による委員選出



年代別構成割合



社会教育委員の任期の上限については次のようになっています。

16 市町… 再任の制限無し

1市 … 最長6期まで

1市 … 最長3期まで

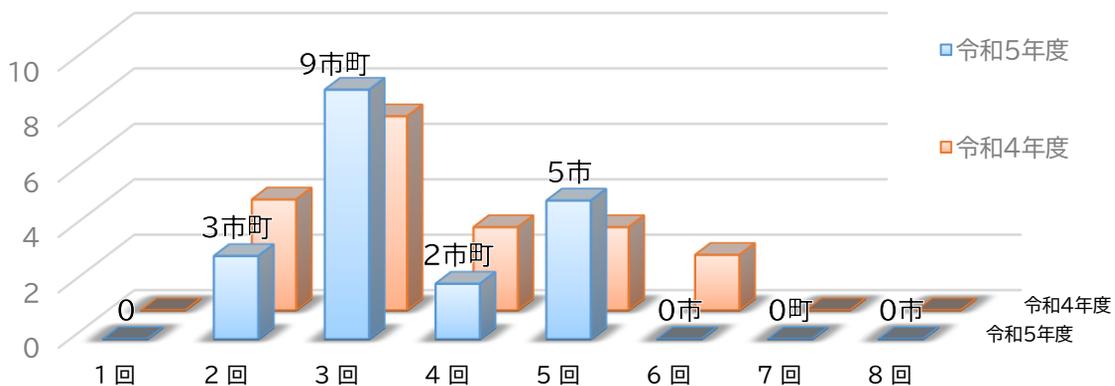
県 … 最長4期まで

1市 … 連続3期または10年のいずれか短い期間

会議の年間開催回数は、3回が最も多く、年間5回開催している自治体もあります。また、オンラインによる意見交換会を開催する等工夫をしている自治体もあります。会議の時間帯は委員の都合を確認し決定している場合が半数あり、原則夜間に開催という例もありました。

会議の中で、提言や報告書の作成を行っている自治体では、会議の開催回数が多い傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催回数や開催方法の在り方に变化のある自治体もありました。

社会教育委員の会 年間開催回数

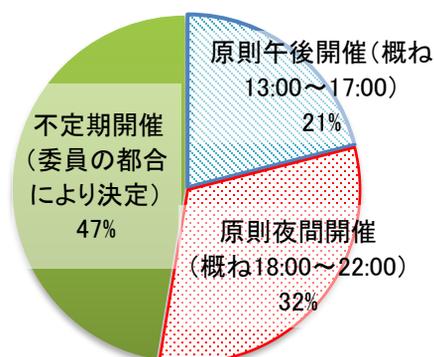


(令和5年度 滋賀県社会教育委員連絡協議会調査結果より)

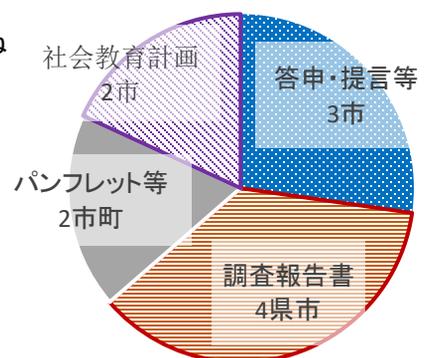
過去2年以内に教育委員会からの諮問があったのは2市町です。

また、3市が提言、4県市が報告書を作成しています。

会議の開催時間帯



提言や報告書等の作成



自治体別社会教育委員の活動・テーマ等の記録

令和5年度～令和6年度の活動の記録

【滋賀県】

(審議テーマ)誰一人取り残すことのない教育の実現に向けた生涯学習のあり方について(R4～R5)
「地域への誇りと愛着を育む社会教育のあり方について」～学びを通じた地域社会のつながりづくり～(R6)
(調査報告)誰一人取り残すことのない教育の実現に向けた生涯学習のあり方について(R6年3月)

【大津市】

(審議テーマ)1. 子ども読書活動推進事業について
2. コロナ禍を踏まえた今後の社会教育のあり方について
3. どの子どもも取り残さない地域と家庭の教育力を高める施策の推進について
(建議)大津市の社会教育の展開と今後のあり方について(R6年9月)

【彦根市】

(調査報告)彦根の子どもを地域で守り育てるために～学校・家庭・職場の連携・協働のもとで～(R6年3月)
(パンフレット)家庭で大切にしたいこと(R6年3月)
(審議テーマ)地域全体で子どもを育てるために

【長浜市】

(審議テーマ)1. まちづくりセンターのあり方 2. 地域と学校の連携と協働
(社会教育計画)長浜市生涯学習社会づくり基本方針および長浜市教育振興基本計画について

【近江八幡市】

(審議テーマ)1. 公民館運営事業の検討 2. 子ども体験活動の検討
(研修会)他市町とのフィールドワーク

【草津市】

R5(調査テーマ)学びを通じたボランティア人材発掘・育成
(調査報告)学びを通じたボランティア人材発掘・育成～若者の社会的活動への参加促進～
R6(R6.8.1～)(調査テーマ)今後の地域協働合校の展開について

【守山市】

(審議テーマ)1. 多様なネットワークを利用した家庭教育支援 2. ICTの進化に応じた学習の推進
3. 漢健サロンについて
(提言)上記1および2に係る報告・提言

【栗東市】

(審議テーマ)1. 社会教育関係事業計画および予算の概要について
2. 社会教育関係事業実績報告について

【甲賀市】

審議テーマ(R5) 地域学校協働活動を推進するために
研修「地域との連携・協働で自尊感情を育む」～湖南市のコミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動の状況について～
講師 湖南市教育研究所 法山由紀子 所長
審議テーマ(R6) 公民館における社会教育のあり方
研修「竜王町公民館における社会教育の取組」講師 竜王町公民館 関川雅之 統括推進員

【野洲市】

(審議テーマ)1. 野洲市生涯学習振興計画(第3期)について
2. 野洲市生涯学習振興計画(第3期)アクションプランについて
3. 第3期野洲市生涯学習振興計画の進行管理について

【湖南市】

(テーマ)「地域への愛着と誇りを育てる社会教育」について(R5)
地域住民が主体となってコミュニティを支える社会教育(R6)
(審議テーマ)1. 社会教育人材の活躍促進について 2. ボランティア登録について
3. 若者の参画について 4. 生涯学習活動団体の取組報告について

自治体別社会教育委員の活動・テーマ等の記録

令和5年度～令和6年度の活動の記録

【高島市】

- (審議テーマ)1. 市民大学たかしまアカデミーについて
2. (仮称)高島市社会教育が健やかであるために(～高島の幸せのものさし～)作成について

【東近江市】

- (審議テーマ)1. 校内教育支援センターについて
2. 青少年の居場所づくりについて
3. 放課後こども教室について

【米原市】

- 米原市×愛荘町 社会教育委員意見交換会(R5年8月)
「学びの場」についての調査研究・フィールドワーク(R6年4月～R7年3月)
(提言)「米原らしさが生きる学びの場」の推進(R7年3月)

【日野町】

- (審議テーマ)1. 各種議題(日野町社会教育関係団体等交付補助金、社会教育方針、日野町中央公民館運営方針、第4期日野町教育振興基本計画)
2. 社会教育フォーラム(案)の開催について
3. ポジティブ行動支援で子どもの笑顔が輝く学校づくりと日野っ子宣言の策定について
(意見交換)1. 不登校問題の対応を見据えた「あいさつ・声かけ運動」の実施について
2. 「ポジティブ行動支援」の取り組みのさらなる普及・啓発に方法について
3. 小学生のランドセルや卒業式等での衣装(袴姿)について

【竜王町】

- (審議テーマ)1. 竜王町教育行政基本方針及び重点取組について
2. 生涯学習「キラリと光る」事業の進捗状況・結果・見込みについて 等
(フォーラム)・竜王町こどもサミット～教育フォーラム2023～(R5年11月)
・教育フォーラム2024 基本的生活習慣とスマホ習慣が君たちの未来を決める
東北大学医学部加齢医学研究所 教授 川島 隆太 氏(R6年11月)
(研修会)コミュニティコーピング体験会(R7年1月)

【愛荘町】

- (審議テーマ)まちじゅう読書の推進 (視察)ぎふまちライブラリー先進地視察(R6年10月)
(実践)本の交換会(愛荘66かまど祭)(R6年11月)
(研修会)教育委員と社会教育委員の意見交換会(R6年12月)

【豊郷町】

- (審議テーマ)1. 社会教育方針・事業計画について 2. 事業報告について

【甲良町】

- (審議テーマ)1. R5 第1回委員会…R5年度 社会教育方針・主要教育事業について
第2回委員会…R5社会教育事業について、R6社会教育事業に向けて
2. R6 第1回委員会…R6年度 社会教育方針・主要教育事業について
第2回委員会…R6社会教育事業について、R7社会教育事業に向けて

【多賀町】

- (審議テーマ)1. 第2次生涯学習推進計画の進捗管理について
2. 令和5年度・令和6年度の事業について
(フォーラム)・地域をつくる公民館の可能性～社会教育と福祉をつなぐ～(R6年3月)
・防災から学ぶ地域住民との連携コミュニティ強化～地域とつながる安心の輪～(R7年2月)

4. 滋賀ならではの取組

令和5年(2023年)12月策定の滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)では、みんなが幸せになる地域づくりに向けて生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を展開し、「三方よし」での幸せの実現のため、以下の3つを、教育の目指す方向性として示されました。

(1) すべての人が愛情をもって取り組む教育

社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで自分を大切に、相手を尊重し、地域と誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

(2) 学習者が主体の教育

一人ひとりの学習者を学習の主役として位置付けて教育を展開し、それぞれの主体性を育むとともに、それぞれが主体的に学び、成長する過程を支援します。

(3) 滋賀に学ぶ教育

自然、歴史、文化などの「滋賀の恵み」や先人が培った「近江の心」を、地域に根差した「滋賀ならではの学び」を重視し、学校教育はもとより生涯学習のあらゆる場面で、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育む教育を展開し、滋賀の豊かな恵みを未来へと引き継いでいきます。

■ 子ども版・新しい行動様式「すまいる・あくしよん」

「すまいる・あくしよん」とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた子どもの笑顔を増やすために、みんなが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。

ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた新しい行動様式として「すまいる・あくしよん」を策定しました。(令和2年11月5日施行)



感染症を正しく知って
行動しよう



今の気持ちを伝えよう



自分も周りの人も大切に



頼れる人や場所を見つけよう



身体を動かして
しっかり遊ぼう



わくわく感動する
気持ちを持とう



オンラインを上手に
活かそう

■ 毎月第三日曜日は、「家族ふれあいサンデー」

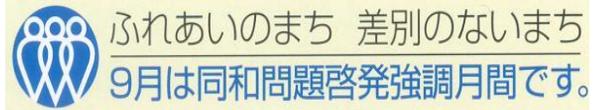
21世紀のはじまりを契機として、従来の「家庭の日」を発展させ、家族のふれあいや地域社会での連帯感の醸成をめざし、滋賀県青少年育成県民会議を中心に展開されています。県・各市町において、美術館・博物館等の公共施設の無料開放を実施する取り組みも広がっています。

■ 7月1日は、「びわ湖の日」

県民や事業者が環境の保全についての理解と認識をより高める機会とするとともに、環境保全活動への参加意欲を一層高めるため、滋賀県環境基本条例によって定められています。(平成8年7月1日施行)

■ 9月は、「同和問題啓発強調月間」

滋賀県では、昭和60年(1985年)より部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて集中的に啓発に取り組んでいます。



■ 10月～11月は滋賀教育月間

■ 11月1日は「滋賀 教育の日」

11月1日は、県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、滋賀県教育委員会が平成18年に決めました。

11月1日は「^{しが}滋賀 教育の日」



■ Mother Lake Goales … 2030年の持続可能な社会とびわ湖に根差す暮らしに向けた13のゴール

琵琶湖の保全に向けた自発的・主体的な取組や、「びわ湖との約束」から生まれたものであり、同時に、SDGsをアクションにまで落とし込み、各主体の連携を促進させる仕組みです。



Mother Lake Goals

変えよう、あなたと私から

マザーレイクゴールズ公式サイト「MLGs WEB」

<https://mlgs.shiga.jp/>

MLGs WEB

検索



■ わたSHIGA輝く国スポ 障スポ

滋賀県では、2025年に、第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会が開催されます。選手、ボランティアをはじめ、滋賀県で開催する両大会に関わる全ての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

大会スローガン 湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を要する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わる全ての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いが込められています。

開催日程

国スポ | 2025年(令和7年) 9月28日(日)～10月8日(水) (11日間開催)

※ 国スポ会期前実施競技 | 2025年(令和7年)9月6日(土)～9月15日(月)
9月21日(日)～9月25日(木)

障スポ | 2025年(令和7年) 10月25日(土)～10月27日(月) (3日間開催)

開催大会マスコットキャラクター



キャッフィー

どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子供好きで人を楽しませることが大好きです。



チャッフィー

「キャッフィー」の幼なじみで、昔からの仲の良い友達。泳ぐことは得意ですが、陸でのスポーツは少し苦手。「キャッフィー」に教えてもらっています。

イメージソング

©わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 大会イメージソング

「シャイン!!」 作詞・作曲：yokko 編曲：猪原もとき

こちらの二次元コードから、ミュージックビデオを見ることができます。→



5. 社会教育委員のページ (記入用)

・わたしのまちの社会教育委員

	委員氏名	備考	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

▶ 会議の開催回数

定例会	臨時会	部会	自主的な勉強会等
回	回	回	回

▶ 社会教育委員の担当者

所属(役職)	氏名

▶ 直近の審議テーマ・議題等

年度	協議・審議のテーマ

- 公民館運営審議会委員との兼任(あり ・ なし)
- 教育委員会からの諮問事項 社会教育に関する課題や検討事項等
- 5年後または10年後に実現させたい、地域における理想の学びの姿や社会教育事業の在り方についての考え

年間の予定 令和6(2024)年度

月	日	市町の会議・行事等	日	県社教連・近畿大会・全国大会
4				
5				
6				
7			12 (金)	第1回 理事会(午後)
8			2 (金)	研修会(午後)
9			6 (金)	近畿地区社会教育研究大会 (京都大会)
10			23(水) ~ 25(金)	第66回全国社会教育研究大会 (茨城大会)
11			11 (月)	第2回理事会 滋賀県社会教育研究大会
12				
1				
2				第3回 理事会(午後)
3				

年間の予定 令和7(2025)年度

月	日	市町の会議・行事等	日	県社教連・近畿大会・全国大会
4				
5			19 (月)	第1回 理事会(午後)
6			12 (木)	研修会(午後)
7				
8				
9			5 (金)	近畿地区社会教育研究大会 (和歌山大会) ※台風接近に伴い、中止。
10			29(水) ～ 31(金)	第67回全国社会教育研究大会 (岩手大会)
11			6 (木)	滋賀県社会教育研究大会(午前) 第2回 理事会(午後)
12				
1				
2			13 (金)	第3回 理事会(午後)
3				

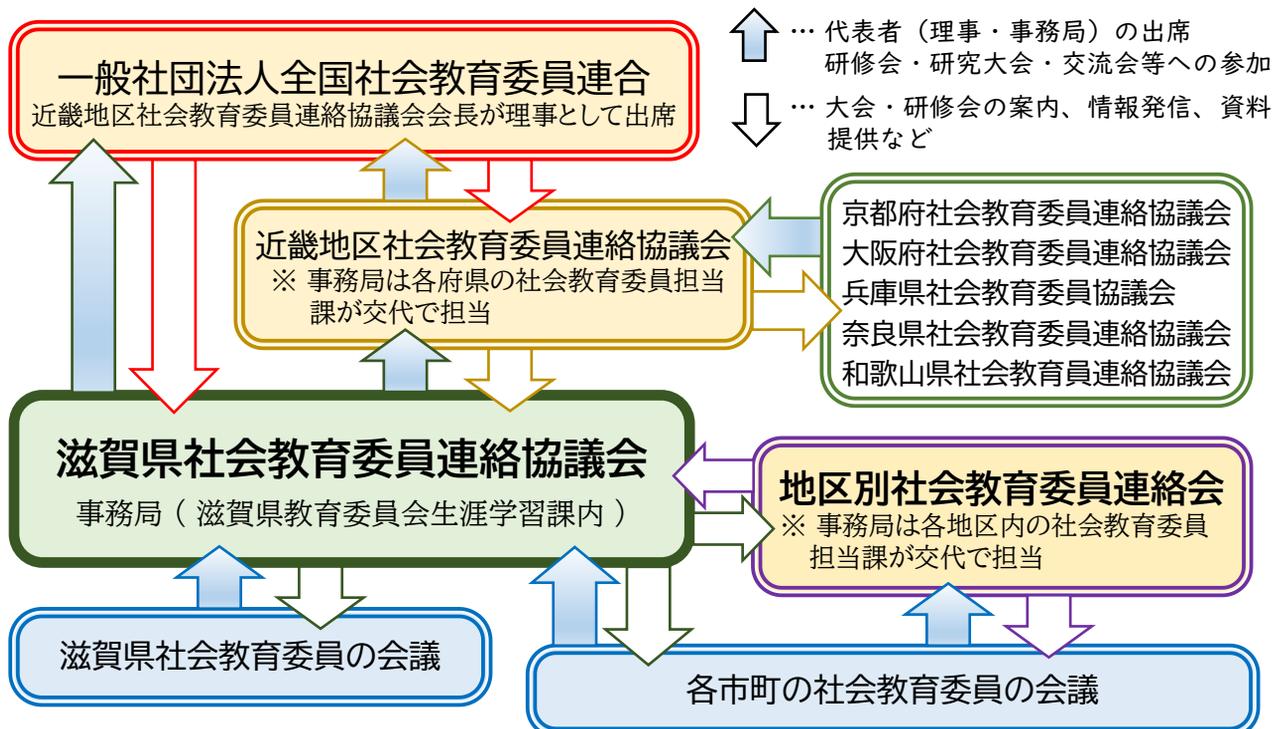
6. 社会教育委員連絡協議会について

滋賀県社会教育委員連絡協議会は、社会教育委員の職務を遂行するため **社会教育委員が相互に連絡連携**し、社会教育の振興発展をはかることを目的とする社会教育関係団体です。 **研修会、研究大会**の開催、 **情報誌「しが志縁」の発行**や広報紙の配布などを通して、社会教育委員の皆さんの職務をサポートします。また、連絡協議会の事業は、研修と情報交換会の機会の充実を優先事項として、予算の範囲内で実施します。

滋賀県社会教育委員連絡協議会の概要

- 設立 昭和49年3月
- 社会教育委員数 243人（令和6年2月現在）
- 理事数 19人（令和6年2月現在）
- 目的
 - ・ 県市町社会教育委員相互の連絡連携を図る。
 - ・ 県内の社会教育の振興発展に寄与する。
- 主な活動
 - ・ 連絡協議および研修会の開催
 - ・ 社会教育振興のための調査、研究
 - ・ 社会教育に関する資料および情報の交換
 - ・ その他社会教育振興に必要と認められる事業

社会教育委員の会議と各連絡協議会等との関係図



《 趣 旨 》

- ・社会教育委員が相互に連携し、社会教育の振興発展を図ることを目的とする。
- ・社会教育委員の職務を遂行するために必要な連絡協議および研修会の開催、社会教育推進のための調査・研究、社会教育に関する資料や情報の交換、その他必要と認められる事業が、県内の代表理事による主体的な活動により運営され、各市町における社会教育の推進発展に寄与することを目指す。

柱1:人づくり、地域づくりのために学び続ける“行動する社会教育委員”を目指そう
 柱2:地域への愛着と誇りを育てる社会教育を創造しよう

滋賀県

理事会（第1回）5月19日

- ・年間計画案・予算案の決議
- ・各市町間の情報交流①



研修会 6月12日

- ・社会教育委員の役割についての基本を学ぶ
- ・情報交換

理事会（第2回）11月6日

- ・県社会教育研究大会の確認
- ・各市町間の情報交流②

滋賀県社会教育研究大会

- ・講演や事例発表、表彰事業など
- ・活動報告に関する研究協議
- ・社会教育委員および社会教育関係者との情報交換

理事会（第3回）2月13日

- ・次年度年間計画案
- ・予算案・研修会の立案
- ・各市町間の情報交流③



各市町

社会教育委員会議

- ・会議への参加
- ・調査・研究等

所属団体での実践

- ・各自の実践
- ・他分野連携の取組

各種研修会・研究大会に参加

- ・地区別研修会
8月～2月頃 事務局と共に企画運営
- ・近畿地区社会教育研究大会
9月5日（金）和歌山県民文化会館
- ・全国社会教育研究大会
10月29日（水）～31日（金）岩手県盛岡市
- ・県教育委員会主催の研修会
学校を核とした地域力強化プラン研修会
家庭教育支援研修会・実践交流会
しがこども体験活動実践交流会
読書バリアフリー研修会
家庭教育ファシリテーター養成講座
学校図書館サポーター養成講座 など

- ・新メンバーへの **引き継ぎ**
- ・新たな課題への **挑戦**
- ・各市町への **広がり**へ



研修事業の実施と情報交換の充実

滋賀県社会教育委員連絡協議会では、毎年6月から7月頃に、社会教育委員のための研修会を開催し、情報交換の充実を図っています。令和5年度は“行動する社会教育委員”を目指し、ハンドブックの情報提供、事例紹介、ワークショップを行いました。

【近年の開催状況】

令和5年度 研修会

情報提供：滋賀県社会教育委員連絡協議会 副会長 神部 純一 氏

「滋賀の社会教育委員活動ハンドブックの紹介等」

事例報告：①「漢健サロンの取組について」

報告者 守山市社会教育委員会議

SNSグループ／中川 法夫氏、清水 佐代子氏、村瀬 幸子氏

②「米原市社会教育委員事例報告～令和3・4年度活動内容について～」

報告者 米原市社会教育委員 委員長 大谷 章氏

ワークショップ：事例報告を受けて、感じたこと、近畿大会の分科会で発信したいこと

令和4年度 研修会

講師：滋賀大学 教授 神部 純一 氏

演題：「社会教育の理解と社会教育委員の役割

～滋賀の社会教育委員活動ハンドブックの読み方～」

滋賀県社会教育研究大会の開催

県内の社会教育委員、公民館・まちづくり・社会教育関係職員、社会教育関係者、社会教育に関心のある人が集い、日頃の社会教育活動の取組についての交流とネットワークの形成を図る目的で開催しています。

令和5年度は、近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]を立命館大学びわこ・くさつキャンパスで開催し、「地域への愛着と誇りを育てる社会教育」を研修主題に、近畿各地から多くの参加者による研究協議が行われました。

【近年の開催状況】

令和5年度 参加申込者：683名(近畿大会兼)

講師：滋賀県立大学地域共生センター

特任講師 上田 洋平 氏

演題：「ここで ともに ぶじに 生きる」



令和4年度 会場参加：47名，オンライン参加：27名

講師：滋賀県スクールソーシャルワーカー・ハイザー 上村 文子 氏

演題：「“次世代に継ぐ”ひとづくり つながりづくり 地域づくり

～子どもの育ちを支える視点から～」

研修動画の紹介

令和2年度開催の研修会の湊川短期大学教授 野崎 洋司 先生の講演を、動画に納めています。

「社会教育委員の役割」についての学び
直ちに活用ください。

実践発表動画の紹介

長浜市社会教育委員 磯崎 真一 氏の実践事例を 令和3年度 近畿地区社会教育研究大会 第2分科会（青少年教育）にて報告していただきました。



(前編)29分



(後編)27分



<https://youtu.be/j59RQ8P8La0>

<https://youtu.be/E0LneQ1fyZk>

問題提起 (24分)



助言 (18分)



事業紹介「地区別研修事業」

地区ごとの課題やニーズに応じて、域内の社会教育委員と事務局が協力し、地区別研修会が主体的に企画・運営されています。

ブロック別「研修事業」の開催に対しては、予算の範囲内において事業費の補助を行い活動を支援しています。

【近年の開催状況】

令和5年度【東近江地区】東近江地区社会教育委員連絡会 11月9日

内容：寄り添う心つながりを大切にするために 講演・実践発表

講師：滋賀県立大学人間文化学部 准教授 原 未来 氏

実践発表者「地域における家庭教育支援基盤構築事業への取組」

近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課 指導主事 勝山 正徳 氏

令和4年度【東近江地区】東近江地区社会教育委員連絡会 1月30日

内容：こどもよし・学校よし・地域よしの三方よしを实践 講演・実践発表

講師：京都少年鑑別所 精神科医 定本 ゆきこ 氏

実践発表者「地域における家庭教育支援基盤構築事業への取組」

東近江市教育委員会事務局生涯学習課 指導主事 長井 裕 氏

令和3年度【東近江地区】東近江地区社会教育委員連絡会 11月30日

内容：令和の時代の社会教育活動を考える 講演・実践発表

講師：兵庫県 伊丹市社会教育委員の会 会長 波多江 みゆき 氏

実践発表者「西の湖自然体験楽校の取組」NPO法人 西の湖自然楽校

近年の事業実績

月	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
4				
5			19日(午後) 第1回理事会兼近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]第2回実行委員会	28日(午後) 近畿地区社会教育委員連絡協議会会長および課長・事務局担当者合同会議 (悪天候のため、オンライン開催)
6			14日(午後) 研修会	
7	27日(午後) 研修会[オンライン併用] 情報誌「しが志縁」の発行	13日(午後) 第1回理事会 21日(午後) 研修会	13日(午後) 近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]第3回実行委員会 情報誌「しが志縁」の発行	12日(午後) 第1回理事会 26日(午後) 近畿地区社会教育委員連絡協議会会長および事務局担当者合同会議
8		情報誌「しが志縁」の発行		2日(午後) 研修会 冊子「滋賀の社会教育委員活動ハンドブック」改訂
9	9日 近畿地区社会教育研究大会(大阪)(開催方法変更) 情報誌「しが志縁」の発行	2日 近畿地区社会教育研究大会(奈良)	8日 近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]兼滋賀県社会教育研究大会(立命館大学びわこ・くさつキャンパス)	6日 近畿地区社会教育研究大会(京都)
10	27~29日 全国社会教育研究大会(石川)(開催方法変更)	26~28日 全国社会教育研究大会(広島)		情報誌「しが志縁」の発行 23~25日 全国社会教育研究大会(茨城)
11	18日(午後) 滋賀県社会教育研究大会[オンライン併用] 	17日(午前) 第2回理事会および近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]実行委員会準備委員会 17日(午後) 滋賀県社会教育研究大会	8日~11日 全国社会教育研究大会(宮崎) 9日 東近江地域合同研修会(近江八幡市) 16日(午後) 第2回理事会および近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]第4回実行委員会 情報誌「しが志縁」の発行	11日(午前) 第2回理事会 11日(午後) 滋賀県社会教育研究大会 情報誌「しが志縁」の発行
12		情報誌「しが志縁」の発行		
1	情報誌「しが志縁」の発行	30日 東近江地域合同研修会(東近江市)	情報誌「しが志縁」の発行 ・近畿地区社会教育研究大会[滋賀大会]記録集発行	
2	4日(午後) 第2回 理事会[オンライン]	7日(午後) 第3回理事会 ・社教情報No88、p56~57に「滋賀の社会教育委員活動ハンドブック」について掲載	7日(午後) 第3回理事会	4日(午後) 第3回理事会
3				24日(午後) 近畿地区社会教育委員連絡協議会会長および事務局担当者合同会議 情報誌「しが志縁」の発行

7. 関係法令

教育基本法（平成十八年十二月二十二日）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓（ひら）く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊か

な人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

教育基本法 (平成十八年十二月二十二日)

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

社会教育法 (昭和二十四年六月十日)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(平一八法一二〇・一部改正)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(平二四法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密

社会教育法

接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正)

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(昭三六法一六六・平一三法一〇六・一部改正)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休

業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一三法一〇六・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

社会教育法

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
- (昭二八法二一一・昭三六法一六六・昭四二法一二〇・平一一法八七・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

- 第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会)に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
- (昭三六法一六六・平一三法一〇六・令元法二六・一部改正)

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 団体の教育委員会の所管に属する学校
特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該

特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(令元法二六・追加)

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(令元法二六・追加)

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

(昭二六法一七・追加、平二九法五・改称)

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(昭三四法一五八・全改、昭五七法六九・一部改正)

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(昭二六法一七・追加、平二〇法五九・一部改正)

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(平二九法五・追加)

社会教育法

第三章 社会教育関係団体

(昭二六法一七・旧第二章繰下)

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(平一一法一六〇・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和三十二年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正)

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

第四章 社会教育委員

(昭二六法一七・旧第三章繰下)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

第五章 公民館

(昭二六法一七・旧第四章繰下)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第六章 学校施設の利用

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する

社会教育法・文部科学省令・滋賀県社会教育委員条例

学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

- 2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

- 2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

文部科学省令 (一部抜粋)

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成23年文部科学省令第42号)(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

滋賀県社会教育委員条例 平成25年12月27日(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

- 2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

8. 引用・参考文献等

- 全国社会教育委員連合編（2015-2020）『社会教育の明日を拓く社教情報』（No. 72-No. 85），全国社会教育委員連合。
- 生涯学習社会教育行政研究会編（2020）令和4年度版生涯学習・社会教育行政必携，p. 530-666，第一法規。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編（2020）『生涯学習支援論』，ぎょうせい。
- 全国社会教育委員連合編（2019）『改訂版社会教育委員のための-関係法規から読み解く-Q&A』，美巧社。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編（2009）『新訂 生涯学習概論 ハンドブック』，国立教育政策研究所社会教育実践研究センター。
- 文部科学省生涯学習政策局社会教育課（2006）パンフレット「新しい時代の社会教育」，文部科学省。（web）文部科学省，新しい時代の社会教育，閲覧日，2020-12-6，https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/shakai/06020706/all.pdf (PDF)
- 滋賀県（2016）「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」～社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生～，滋賀県生涯学習推進本部。
- 滋賀県（2011）「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想 つながりで未来を拓く～まなぶ いかす つながる～」，滋賀県生涯学習推進本部。
- (web) 文部科学省，
令和2年度 文部科学白書，閲覧日，2020-12-6，
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/1420041_00009.htm
社会教育委員に関すること，閲覧日，2020-12-6，
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/003.htm
社会教育士について，閲覧日，2020-12-6，
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html
社会教育主事養成の見直しについて，閲覧日，2020-12-6，
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1399077.htm
社会教育主事・社会教育主事補について，閲覧日，2020-12-6，
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuji/index.htm
- 社会教育委員の手引き ～人づくり・地域づくりを目指して～（令和3年4月 改定 第7版 山梨県教育委員会）
(web) 山梨県生涯学習課，閲覧日，2020-12-6，
<https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/>
- 社会教育委員活動のためのハンドブック2019（令和元年6月 神奈川県社会教育委員連絡協議会〔神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課内〕）
(web) 社会教育委員活動のためのハンドブック - 神奈川県ホームページ，閲覧日，2020-12-6，
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/shakyouiinhandbook.html>

版数	発行	改定履歴
第1版	令和4年3月	初版発行
第2版	令和6年7月	第2版発行

滋賀の社会教育委員活動ハンドブック

第2版 令和6(2024)年7月

発行 滋賀県社会教育委員連絡協議会

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課内

電話番号 (077)528-4654